

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月12日

【四半期会計期間】 第93期第1四半期(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

【会社名】 株式会社よみうりランド

【英訳名】 YOMIURI LAND CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上村武志

【本店の所在の場所】 東京都稲城市矢野口4015番地1

【電話番号】 044(966)1131

【事務連絡者氏名】 専務取締役総務部担当 小飯塚稔

【最寄りの連絡場所】 東京都稲城市矢野口4015番地1

【電話番号】 044(966)1131

【事務連絡者氏名】 専務取締役総務部担当 小飯塚稔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第1四半期 連結累計期間	第93期 第1四半期 連結累計期間	第92期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (千円)	4,200,851	4,986,525	18,771,582
経常利益 (千円)	1,014,496	861,518	2,854,626
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は 親会社株主に帰属する四半期 純損失() (千円)	720,339	842,761	1,986,953
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,372,259	1,601,692	1,248,543
純資産額 (千円)	22,700,379	20,380,999	22,381,207
総資産額 (千円)	62,890,771	66,702,883	72,335,169
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は 1株当たり四半期 純損失金額() (円)	9.32	10.90	25.71
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	36.1	30.6	30.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約施設	契約期間
株式会社 よみうりランド(当社)	神奈川県 川崎競馬組合	賃貸借契約	川崎競馬場	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
株式会社 よみうりランド(当社)	千葉県競馬組合	〃	船橋競馬場	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、弱さがみられるものの、緩やかな回復基調が続いております。当社グループの関連する業界に影響を及ぼす個人消費はおおむね横ばいに推移いたしました。

このような状況の下、当社は設備投資により取得した新施設を新たな成長の基盤へ育てるとともに、既存事業の更なる発展に努めました。

公営競技部門の川崎競馬は、前年同四半期比1日増となる16日開催されました。6月には重賞「関東オークス」が開催され盛り上がりを見せました。また、JRAの場外発売「ウインズ川崎」は、前年同様26日実施されました。新たな顧客の獲得を目指し、ファミリー層をターゲットにしたイベントを毎週末に場内で開催したところ、本年2月にオープンした商業施設「マーケットスクエア川崎イースト」の利用客をはじめ、多くのお客様で賑わいました。なお、本年11月に開催されるダート競馬の祭典「JBC競走」に向けて、場内整備を進めております。

船橋競馬は、前年同様15日開催されました。昨年6月にスタートしたナイター競馬「ハートビートナイター」は、本年は4月からスタートいたしました。5月にはビッグレース「かしわ記念」が開催され、同日には恒例の「おうまフェス2016～親子であそぼ。～」を近隣商業施設と主催し好評を博しました。なお、本年4月にオープンした複合型場外発売施設「サテライト船橋・オートレース船橋」での発売は84日実施されました。施設内の相互利用はもとより、競輪ファン、オートレースファンが競馬場を訪れるなど相乗効果を発揮いたしております。なお、JRAの場外発売「J-PLACE船橋」は前年同様13日実施されました。

ゴルフ部門の東京よみうりカントリークラブは、外部営業による新規コンペを獲得いたしました。悪天候等の影響により入場者は減少いたしました。

よみうりゴルフ倶楽部は、自主コンペが堅調に推移したものの、悪天候等の影響により入場者は減少いたしました。なお、遊園地のイベント「ほたるの宵」と連携したクラブハウスレストランのイベント「ほたるの宵ディナー」を本年も開催し、好評をいただきました。

静岡よみうりカントリークラブは、予約の入りにくい時間を、昨年10月より強化しているインターネット予約を通じて紹介するなどしたところ、入場者は増加いたしました。

千葉よみうりカントリークラブは、昼食付料金施策が順調に推移し、入場者は増加いたしました。

遊園地部門の遊園地では、本年3月にオープンした「グッジョバ!!」が引き続き好評を博し、計画を上回るお客様で賑わっております。イベントは、6回目を数えるゴールデンウィークの「全国ご当地大グルメ祭2016」や、初夏に開催した恒例のほたる観賞イベント「ほたるの宵」等が盛り上がりを見せました。なお、7月には「グッジョバ!!」エリア内に、ロサンゼルス発のフローズンヨーグルトショップ「ピンクベリー」を併設したレストラン「グッジョバ!!キッチン」がオープンいたしました。カップルやファミリーなど多様な層のお客様に居心地良く食事を楽しんで頂ける空間を演出し、好評を博しております。これらの結果、入園者は大幅に増加いたしました。

温浴施設「丘の湯」は、「グッジョバ!!」オープンの効果により、遊園地から来場するお客様が順調に推移し、入場者は前年並みに推移いたしました。なお、丘の湯プラザの中華レストラン「天安」では「ほたるの宵」と連携した恒例の「天安 ほたるの宵 特別ディナー」を実施したほか、プラザ内のベーカリーや和菓子店においても「ほたるの宵」にちなんだ商品を販売し、好評を博しました。

温浴施設「季乃彩（ときのいろどり）」は、柑橘類などの替り湯イベント「彩湯」が好評でリピーターの確保に奏功したほか、丘の湯からのお客様が増加したことなどにより、5月には過去最高の入場者を記録するなど、入場者は増加いたしました。

ゴルフガーデン（練習場）は、営業日数が減少したことなどにより、入場者は減少いたしました。

親子向け屋内遊戯施設「キドキドよみうりランド店」は、平日は時間無制限で遊べる「平日フリーパス」の販売促進が好調に推移し、入場者は前年並みに推移いたしました。

商業施設「グランツリー武蔵小杉」内の「あそびのせかいグランツリー武蔵小杉店」は、様々なイベントが好評を博した結果、入場者は増加いたしました。

以上の結果、総合レジャー事業の売上高は44億9千2百万円（前年同四半期比21.6%増）となりました。

また、不動産事業の売上高は3億5千万円（同2.9%増）、サポートサービス事業の売上高は6億5千4百万円（同13.3%増）となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は49億8千6百万円（前年同四半期比18.7%増）、営業利益は、減価償却費が増加したことなどにより5億4千5百万円（同18.6%減）、経常利益は8億6千1百万円（同15.1%減）となりましたが、船橋オートレース場の諸資産の減損損失、撤去費を特別損失に計上したことなどにより、8億4千2百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失（前年同四半期は7億2千万円の親会社株主に帰属する四半期純利益）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、以下のとおり会社の支配に関する基本方針を定めております。

基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の15%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年2月22日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「平成19年プラン」といいます）を導入いたしました。

その後、平成19年プランは、所要の変更を行った上で継続され（以下、かかる変更後のプランを「平成22年プラン」といいます）、平成22年6月23日開催の当社第86回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。さらに、平成22年プランは、所要の変更を行った上で継続され（以下、かかる変更後のプランを「平成25年プラン」といいます）、平成25年6月20日開催の当社第89回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

平成25年プランの有効期間は、平成28年6月30日までとなっておりますが、当社は、平成25年プラン導入以後の法令及び金融商品取引所規則の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成28年5月11日開催の取締役会において、平成25年プランに所要の変更を行った上で、買収防衛策を継続することを決定し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、平成28年6月23日開催の当社第92回定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの概要は、下に記載のとおりですが、これは本プランに対する理解を容易にすることを目的にあくまで参考として作成したものです。本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成28年5月11日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」の本文をご覧ください。

（参考URL：<http://www.yomiuriland.co.jp/ir/news.html>）

本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されたものです。

本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 上記ア又はイに規定される各行為が行われているか否かにかかわらず、当社の特定の株主が当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本ウについて同じとします）との間で行う行為であり、且つ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が15%以上となる場合に限ります）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供していただきます。

(c) 大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、60日間（初日不算入）、それ以外の場合には、90日間（初日不算入）の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会の決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。

本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために、独立社外取締役及び独立社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに社外有識者の中から委員を選任する独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、平成28年6月23日開催の第92回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、会社法及び金融商品取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等に従って、適時且つ適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成31年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、ア) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又はイ) 取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

株主の皆様への影響

(a) 本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われておりません。したがって、本プランは、本プラン導入時に株主の皆様の権利及び経済的利益に直接に具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります。ただし、例外事由該当者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なることがあります。

上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

前記 に記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであると当社は考えます。特に本プランは、当社第92回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいており、且つ、その存続が株主の皆様のご意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、対抗措置の発動に際して取締役が独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっている上、独立委員会は更に独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、本プランは当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと当社は考えており、また、本プランは、東京証券取引所が平成27年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」を踏まえた内容のものとなっております。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	294,196,000
計	294,196,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	83,522,024	83,522,024	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株 であります。
計	83,522,024	83,522,024		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日		83,522,024		6,053,030		4,730,211

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,229,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 76,914,000	76,914	
単元未満株式	普通株式 379,024		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	83,522,024		
総株主の議決権		76,914	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式254株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社よみうりランド	東京都稲城市矢野口 4015番地1	6,229,000		6,229,000	7.45
計		6,229,000		6,229,000	7.45

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,040,722	3,650,355
受取手形及び売掛金	1,341,267	1,042,537
たな卸資産	127,187	156,531
繰延税金資産	256,607	172,241
その他	1,152,010	344,915
貸倒引当金	-	514
流動資産合計	7,917,794	5,366,066
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	29,542,176	27,891,249
土地	15,587,818	15,585,447
建設仮勘定	1,124,879	1,149,360
その他（純額）	6,123,419	5,845,679
有形固定資産合計	52,378,293	50,471,737
無形固定資産		
その他	137,203	79,933
無形固定資産合計	137,203	79,933
投資その他の資産		
投資有価証券	11,430,725	10,338,808
繰延税金資産	168,382	168,135
その他	302,769	278,201
投資その他の資産合計	11,901,877	10,785,146
固定資産合計	64,417,374	61,336,816
資産合計	72,335,169	66,702,883

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	577,949	379,206
短期借入金	¹ 5,810,000	¹ 5,810,000
1年内返済予定の長期借入金	321,000	623,461
未払法人税等	908,805	141,729
賞与引当金	131,627	33,365
その他	4,474,317	3,449,458
流動負債合計	12,223,700	10,437,220
固定負債		
長期借入金	10,179,000	9,871,501
繰延税金負債	1,982,846	534,190
退職給付に係る負債	549,596	593,406
長期預り金	24,347,889	24,289,261
その他	670,927	596,303
固定負債合計	37,730,261	35,884,663
負債合計	49,953,961	46,321,883
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,053,030	6,053,030
資本剰余金	4,730,631	4,730,631
利益剰余金	9,777,318	8,702,677
自己株式	2,107,856	2,274,494
株主資本合計	18,453,123	17,211,845
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,931,470	3,173,680
繰延ヘッジ損益	3,385	4,525
その他の包括利益累計額合計	3,928,084	3,169,154
純資産合計	22,381,207	20,380,999
負債純資産合計	72,335,169	66,702,883

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
売上高	4,200,851	4,986,525
売上原価	3,045,412	3,936,701
売上総利益	1,155,438	1,049,824
販売費及び一般管理費	484,515	503,833
営業利益	670,923	545,991
営業外収益		
受取配当金	128,614	149,268
建設発生土受入金	159,337	160,392
その他	64,287	25,891
営業外収益合計	352,239	335,552
営業外費用		
支払利息	7,926	16,593
その他	739	3,431
営業外費用合計	8,666	20,025
経常利益	1,014,496	861,518
特別利益		
固定資産売却益	99,966	-
特別利益合計	99,966	-
特別損失		
固定資産除却損	44,600	1,236,632
減損損失	-	1,356,662
特別損失合計	44,600	2,593,294
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,069,862	1,731,776
法人税、住民税及び事業税	333,853	140,400
法人税等調整額	15,669	1,029,415
法人税等合計	349,522	889,014
四半期純利益又は四半期純損失()	720,339	842,761
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	720,339	842,761

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	720,339	842,761
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	651,877	757,790
繰延ヘッジ損益	42	1,139
その他の包括利益合計	651,920	758,930
四半期包括利益	1,372,259	1,601,692
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,372,259	1,601,692
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当第1四半期連結会計期間末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
貸出コミットメントの総額	1,500,000千円	1,500,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	1,500,000千円	1,500,000千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
減価償却費	506,320千円	1,030,119千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月18日 定時株主総会	普通株式	193,247	2.5	平成27年3月31日	平成27年6月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	231,878	3.0	平成28年3月31日	平成28年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	総合レジヤ ー事業	不動産事業	サポート サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,694,941	339,635	166,275	4,200,851		4,200,851
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,423	900	411,695	414,018	414,018	
計	3,696,364	340,535	577,970	4,614,870	414,018	4,200,851
セグメント利益	854,376	218,784	37,216	1,110,377	439,454	670,923

(注) 1. セグメント利益の調整額 439,454千円には、セグメント間取引消去1,408千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 440,862千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	総合レジヤ ー事業	不動産事業	サポート サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,491,178	349,485	145,861	4,986,525		4,986,525
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,808	900	509,074	511,783	511,783	
計	4,492,986	350,385	654,936	5,498,308	511,783	4,986,525
セグメント利益	742,087	227,328	31,984	1,001,400	455,409	545,991

(注) 1. セグメント利益の調整額 455,409千円には、セグメント間取引消去 709千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 454,699千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「総合レジャー事業」セグメントにおいて、当社の所有する船橋オートレース場の諸資産に関して、工作物等を収去のうえ、土地所有者に明け渡すことで合意に達しました。これに伴い、当第1四半期連結累計期間に固定資産の減損損失1,356,662千円を計上しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	9円32銭	10円90銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(千円)	720,339	842,761
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額()(千円)	720,339	842,761
普通株式の期中平均株式数(株)	77,298,558	77,283,661

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月12日

株式会社よみうりランド
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村和臣	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須山誠一郎	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社よみうりランドの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社よみうりランド及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。